三　規則第二百三十六条の四十第二項各号に掲げる方法以外の方法	規則第二百三十六条の四十第二項各号に掲げる方法のいずれかのみに係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合	二万三百円（無人航空機の種類が規則第二百三十六条の四十第一項第三号又は第四号に掲げるものである場合にあっては一万九千八百円、同項第五号又は第六号に掲げるものである場合にあっては二万九百円）
	その他の場合	四万六百円（無人航空機の種類が規則第二百三十六条の四十第一項第三号又は第四号に掲げるものである場合にあっては三万九千六百円、同項第五号又は第六号に掲げるものである場合にあっては四万千八百円）

別表第七（第九条第五項関係）

無人航空機の種類	無人航空機の飛行の方法	手数料の額
一　規則第二百三十六条の四十第一項第一号に掲げる無人航空機の種類	規則第二百三十六条の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法	二万二千六百円
	規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）	四万三千八百円
	規則第二百三十六条の四十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）	四万三千八百円
	規則第二百三十六条の四十第二項各号に掲げる方法以外の方法	六万五千円

（新設）